

町民カメラマン設置要領

(平成 23 年 1 月 27 日町長決裁)

1 目的

町民カメラマンを設置することにより、町の広報活動の活性化を図るとともに、積極的な町民参加を推進することを目的とする。

2 職務

- (1) 町内で行われる各種行事、催し等をデジタルカメラで撮影し、そのデータと別紙 1「活動報告書」を広報担当課へ提出すること。
- (2) 活動時には腕章（町で貸与）を着用し、町民カメラマン証（町で発行）を携帯すること。
- (3) 人物撮影に際しては、肖像権等に十分配慮し、極力被写体の了解を得ること。

3 委嘱

町民カメラマンは、次の要件に該当する者で、自ら応募しボランティアとして活動する意欲がある者から町長が委嘱する。

- (1) 18歳以上（高校生を除く）の町民であること。
- (2) デジタルカメラを所有または用意できること。
- (3) 無償（ボランティア）で活動できること。

4 公募の方法等

応募に際し、別紙 2「町民カメラマン応募用紙」に記入のうえ、作品（L版程度のプリント）を添付し、募集期間内に広報担当課へ提出する。なお、提出された応募用紙及び作品は返却しない。

5 定数及び任期

町民カメラマンの定数は若干名とし、任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

6 解職

町民カメラマンは、次の各号のいずれかに該当するときは、解職するものとする。

- (1) 3の(1)から(3)のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 自己の都合により辞任を申し出たとき。
- (3) 町民カメラマンとしてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他、町長が解職する必要があると認めたとき。

7 謝礼

- (1) 町民カメラマンへの謝礼は原則として行わず、機材、その他移動等に係る経費は町民カメラマンの負担とする。
- (2) 町は、町民カメラマンの活動中の機材の破損、故障等について、保障しないものとする。

8 著作権

町民カメラマンが活動中に撮影した写真の著作権は、川島町に帰属し、町が発行する広報紙やその他の冊子及びホームページ等に掲載できるものとする。

9 保険

町民カメラマンが活動中に事故で被災した場合は、町が加入する「全国町村会総合賠償補償保険」が適用される。ただし、町民カメラマンは、任意でボランティア活動保険に加入することができる。この場合、保険料は自己負担とする。

10 その他

町民カメラマンに関する庶務は、広報担当課において処理する。